

日本こども育成協議会 総合補償制度のご案内



1. 学童クラブの業務中事故賠償補償

【施設所有(管理)者・生産物・受託者賠償責任保険】

学童クラブの運営業務に起因する事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合等の補償

★3つのパターンから引受条件をお選びいただけます。

2. 児童館の業務中事故賠償補償

【施設所有(管理)者・受託者賠償責任保険】

児童館の運営業務に起因する事故により法律上の損害賠償責任を負担した場合等の補償

3. 学童クラブ、児童館利用者のための傷害事故補償

【普通傷害保険・施設入場者傷害保険特約】

学童クラブ、児童館の利用者がケガをした場合の定額補償

★3つのパターンから補償内容をお選びいただけます。

⇒学童クラブ、児童館の賠償責任の有無は問いません。

⇒他の保険(労災、生命保険、加害者からの賠償責任とは関係なくお支払いします。)

保険期間：

(賠償責任保険)

平成27年4月1日午後4時 から 平成28年4月1日午後4時まで

(施設入場者傷害保険)

平成27年4月1日午前0時 から 平成28年3月31日午前0時まで

一般社団法人 日本こども育成協議会

1. 学童クラブ経営者賠償補償(施設所有(管理)者、生産物、受託物賠償責任保険)

(1) 学童クラブ経営者賠償責任保険の補償内容(保険金をお支払いする主な場合)

学童クラブの施設・設備の欠陥または職員の業務上の管理・指導ミスや提供した飲食物により保険期間中、施設利用者・保護者の方、その他第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合や、第三者から預かった財物を損壊した場合に被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)である保育園の管理責任者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金としてお支払します。※学童クラブ運営業務全てを包括的に補償の対象とするものです。

<事故例>

- ・職員が目を放した際に利用者がすべり台から落下し、鎖骨を骨折し、学童クラブの管理責任を問われた。
- ・学童クラブで調理した給食にサルモネラ菌が混入しており、児童が食中毒により入院した。

(2) お支払いする保険金



<普通保険約款およびMSLP特約でお支払いする保険金>

保険金の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
⑦被害者治療費等	「保険金をお支払いする場合 <拡張費用補償>」の「被害者治療費等」に記載のとおりです。
⑧初期対応費用	「保険金をお支払いする場合 <拡張費用補償>」の「初期対応費用」に記載のとおりです。
⑨訴訟対応費用	「保険金をお支払いする場合 <拡張費用補償>」の「訴訟対応費用」に記載のとおりです。

上記①から④の保険金について、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、上記①から⑨までの保険金の合計で、加入者証記載の支払限度額(総支払限度額)を限度とします。なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意・承認を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。あわせて、<拡張賠償補償>および<拡張費用補償>の支払限度額・免責金額については、(4)ご契約のしくみ記載の通りの適用となりますのでご注意ください。

<拡張賠償補償>

次の対象事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故
人格権侵害 	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為 (a) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉き損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害
広告宣伝活動による権利侵害 	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害 ※広告宣伝活動による権利侵害とは、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、看板等によって不特定多数の人に対して、被保険者の商品、サービスまたは事業活動に関する情報提供を行うことに起因する次のいずれかに該当する侵害行為をいいます。 (a) 名誉き損またはプライバシーの侵害 (b) 著作権、表題または標語の侵害
使用不能損害	選択商品の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者が他人の財物(有体物をいい、被保険者が所有、使用または管理する財物を除きます。)を滅失、破損または汚損することなく使用不能にしたこと
生産物自体の損害	選択商品に生産物賠償責任保険が含まれている場合で、生産物賠償責任保険に規定する損害が発生した場合に、他人の身体に障害または事故の原因となった生産物(以下「事故原因生産物」といいます。)以外の財物の滅失、破損もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故原因生産物自体の滅失、破損または汚損

< 拡張費用補償 >

被保険者が引受保険会社の同意・承認を得て支出した次の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

補償種類	対象事故
被害者治療費等	<p>選択商品において損害の原因と規定されている事由に起因して、他人に身体障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。)を与え、被害者がその身体障害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に、入院し、重度後遺障害を被り、または死亡した場合において、被保険者が引受保険会社の同意を得て負担した次のいずれかに該当する費用</p> <p>(a) 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用</p> <p>(b) 被害者が重度後遺障害を被った場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用</p> <p>(c) 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用</p> <p>(d) 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用 (社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。)</p> <p>法律上の損害賠償責任を負担するが否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いした保険金は損害賠償金に充当されます。また、原因となった事故の日からその日を含めて1年以内に被保険者が負担した費用に限りま。</p>
初期対応費用	<p>選択商品の損害の原因と規定されている事由に起因する事故が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために要した次のいずれかに該当する引受保険会社が承認する費用。</p> <p>(a) 事故現場の保存に要する費用</p> <p>(b) 事故現場の取片付けに要する費用</p> <p>(c) 事故状況または原因を調査するために要した費用</p> <p>(d) 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用</p> <p>(e) 生産物賠償責任保険で対象とする事故が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用(選択商品に生産物賠償責任保険が含まれる場合)</p> <p>ただし、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りま。</p>
訴訟対応費用	<p>選択商品で争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した次の費用</p> <p>(a) 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用</p> <p>(b) 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>(c) 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等を含みません。</p> <p>ただし、被保険者が現実に支出した通常要する費用であって、争訟の解決について有益かつ必要と引受保険会社が認めた費用に限りま。</p>

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

< 普通保険約款でお支払いしない主な場合 >

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
(受託者特別約款においては適用されません。)
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
(受託者特別約款においては適用されません。)
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)または固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。)

等

< 賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合 >

直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。

- ◇ 石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵)の人体への摂取もしくは吸引
- ◇ 石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
- ◇ 石綿等の飛散または拡散

(4)ご契約のしくみ

	Aコース	Bコース	Cコース
身体障害支払限度額 (1名につき/1事故につき/保険期間中)	2億円	5億円	10億円
財物損壊支払限度額 (1名につき/1事故につき/保険期間中)	2億円	5億円	10億円
総支払限度額 (お支払する保険金の最高限度額)	2億円	5億円	10億円
免責金額 (1事故につき)	1千円	1千円	1千円
人格権侵害支払限度額	1名につき 100万円 1事故につき 1,000万円 保険期間中 1,000万円 (免責 1事故につき1千円)		
広告宣伝活動による権利侵害	1名につき 100万円 1事故につき 1,000万円 保険期間中 1,000万円 (免責金額 1事故につき1千円)		
使用不能損害	1事故につき 100万円 保険期間中 1,000万円 (免責金額 1事故につき1千円)		
生産物自体の損害	1事故につき 100万円 保険期間中 1,000万円 (免責金額 1事故につき1千円)		
被害者治療等	死亡・後遺障害	死亡・後遺障害…1名につき 50万円 入院…①名につき 10万円 (1事故につき 1,000万円 保険期間中 1,000万円) (免責なし)	
	入院		
初期対応費用	1事故につき 100万円 保険期間中 1,000万円 (免責なし)		
訴訟対応費用	1事故につき 100万円 保険期間中 1,000万円 (免責なし)		

※受託物賠償責任保険の現金についての補償は、10万円が保険期間中の支払限度額となります。

(5)年間保険料

	Aコース	Bコース	Cコース
ご加入時の施設定員数 1名につき	350円	420円	480円

2. 児童館経営者賠償補償(施設所有(管理)者、受託物賠償責任保険)

(1) 児童館賠償責任保険の補償内容(保険金をお支払いする主な場合)

児童館の施設・設備の欠陥または職員の業務上の管理・指導ミスにより保険期間中、施設利用者・保護者の方、その他第三者の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合や、第三者から預かった財物を損壊した場合に被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)である児童館の管理責任者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金としてお支払します。

また、日本国内において他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什器備品が、不測かつ突発的な偶然な事故に起因して滅失、破損または汚損したことにより、借用施設について正当な権利を有する者に対して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

<事故例>

- ・職員が目を離した際に施設利用者がトランポリンから落下し、足を骨折した。児童館の管理責任を問われた。
- ・イベントで借用した施設の設備を損壊させてしまい、賠償請求された。

(2) お支払いする保険金

上記1. 学童クラブ経営者賠償補償の(2)お支払いする保険金を参照ください。

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1. 学童クラブ経営者賠償補償の(3)保険金をお支払いしない主な場合を参照ください。

(4) ご契約のしくみ

	支払限度額(1名につき)	支払限度額(1事故につき)	免責金額(1事故につき)
身体障害	10億円	10億円	1千円
財物損壊	10億円	10億円	1千円

借用イベント財物損壊補償特約の支払限度額は3,000万円、4,000万円、5,000万円からお選びいただけます。

受託物賠償責任保険については、1事故につき100万円(免責金額は1事故につき5千円)の補償となります。



3. 施設入場者のための傷害事故補償【普通傷害保険 施設入場者傷害保険特約】

※天災危険補償特約、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約付帯

(1) 施設入場者傷害保険補償内容(保険金をお支払いする主な場合)

学童クラブならびに児童館の保育所管理下の急激、偶然、外来の事故によるケガを補償します。(施設の責任の有無は問いません)

また、課外活動ならびに通園途上で被った事故についても補償します。



<事故例>

・施設利用者が園庭で遊んでいる際に、転倒して右足を捻挫し、治療のために通院した。

■天災危険補償特約■

傷害保険普通保険約款で保険金支払対象とならない事由として定めている次の事由によるケガに対して傷害保険金をお支払いします。

- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

■細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約■

傷害保険普通保険約款でケガから除かれている細菌性食中毒及びウイルス性食中毒をケガに含め、傷害保険金をお支払いします。「細菌性食中毒」とは、O-157、ボツリヌス菌、サルモネラ菌、ブドウ球菌などによる食物中毒をいいます。

■熱中症危険補償特約■

日射、または熱射による身体の障害をケガに含め、傷害保険金をお支払いします。

(2) お支払する保険金

死亡保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いいたします。
後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払します。
入院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院(入院に準じた状態を含みます。)の日数に対してお支払します。
通院保険金	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院(往診含む。)の日数に対して、90日を限度としてお支払します。
手術保険金	ケガで入院し、入院保険金をお支払する場合で、事故の発生の日からのその日を含めて180日以内にケガの治療を直接の目的として手術した場合、所定の手術保険金をお支払します。

(3) 保険金をお支払しない主な場合

- 保険契約者や被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ*
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- 自動車等*の無資格運転、酒酔い運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ
- 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、早産または流産によるケガ
- 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
- 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ
- 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの
- 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
- 別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ等

(4) ご契約のしくみ(1口あたりの保険金額)

	Aコース	Bコース	Cコース
死亡・後遺障害保険金額	100万円	175万円	250万円
入院保険金日額	1,500円	1,500円	1,500円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	1,000円

(注)手術保険金は、入院保険金をお支払いする場合で手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍、40倍をお支払いたします。

(5) 年間保険料

5口まで加入できます。保険金額は加入口数の整数倍となります。			
お子さま1名1口あたりの保険料	Aコース	Bコース	Cコース
	4円	5円	7円
保険料計算	各コースの1口あたりの保険料 ×お預かりするお子さまの年間延べ人数×口数(最高5口)		

ご加入内容確認事項(傷害保険)

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただいたためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
保険金額(ご契約金額)
保険期間(保険のご契約期間)
保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

■皆さまがご確認ください■

- ・加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
- ・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- ・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
* 加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)

<個人情報の取扱について>

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋
上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 契約等の情報交換について
引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

<この補償制度の保険料お振込先>

この補償制度の保険料については、以下口座にお振込み下さい。なお、振込手数料は各会員様のご負担とさせていただきます。

なお、使用者賠償責任保険、ブランドイメージ保険へご加入希望の会員様は取扱代理店まで別途ご連絡下さい。

■振込先■

三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店 普通預金 0085228
一般社団法人日本こども育成協議会 保険制度口 代表理事 廣島 清次
(イッパンシャダンハウジンニホンコドモイクセイキョウウギカイ ホケンセイドグチ ダイヒョウリジ ヒロシマ セイジ)

～～ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと～～

1. 保険の対象について

この保険は一般社団法人日本こども育成協議会が保険契約者となる団体契約です。この制度では、お申込人及び被保険者（補償に対象者）となれる方は、一般社団法人日本こども育成協議会の会員に限ります。

申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください

2. 代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 加入者証の確認の依頼、ご加入内容に変更があった場合について

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 事故が起こった場合について

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

なお、保険金支払事由に該当した日から30日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

5. 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(注1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(注2)を終えて保険金をお支払いします。(注3)

(注1)保険金請求に必要な書類は、「保険金請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。「代理請求人」が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(注2)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適応された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

6. ご提出頂く書類について

<保険金のご請求時にご提出いただく書類(賠償責任保険)>

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

事故が発生したときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由当該性を確認する書類、損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用に関する領収書・明細書
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止・権利保全行使・緊急措置・弁護士・初期対応・訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1)保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<保険金のご請求時にご提出いただく書類(傷害保険)>

●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
- ・引受保険会社所定の同意書
- ・事故原因・損害状況に関する資料
- ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類

※事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

7. 示談交渉について

<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

8. 代理請求人について(傷害保険のみ)

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご参照ください。)が保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)「配偶者」とは、法律上の配偶者に限ります。

9. 有事故契約について

この保険の保険期間は1年間となります。次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

◎著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合

10. 柔道整復士の治療に関する注意事項

柔道整復師(接骨院、整骨院等)による治療の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた治療のみ、お支払いの対象となります

11. 保険金受取人に関する注意事項

死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。

12. 保険会社が経営破たんした場合等のご契約者の保護について

【傷害保険】<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について> (平成26年12月現在)

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

【賠償責任保険】(平成26年12月現在)

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。
・この保険は、申込人が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(申込人が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。
・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

13. 契約内容登録制度について

お客さまのご加入内容が登録されることがあります。

損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、(社)日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

14. 通知義務について

<ご加入後における注意事項(通知義務等)>

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合

○保険の対象(施設・業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合

○ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

○加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合

○上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

～～保険の補償内容～～

1. 普通傷害保険

①保険金をお支払いする場合

※印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害 保 険 金	死亡保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
	後遺障害保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合 後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事ができなくなり、かつ、入院※(入院に準ずる状態※を含みます。)された場合 [傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガ※の治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術※を受けられたとき 次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合…[傷害入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×5 (注)1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	通院保険金	保険期間中の事故によるケガ※のため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために医師※の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院したものとみなします。 [傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数]をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

※印の用語のご説明

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等より認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体内からの作用によること、身体内に在る疾病原因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」とは、身体内から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時吸入、吸い込んだりまたは摂取した場合に急激に生ずる中毒症※を含みます。

(*)継続的吸入、吸い込んだりまたは摂取した結果生ずる中毒症を除きます。

●「後遺障害」とは、治療※の効果医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が平常においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。

●「所定の手術」とは、病院または診療所で受けた手術※で、かつ、普通保険給付※に列挙されている手術をいいます。補償の対象となる具体的な手術は、取扱要領または引受保険会社までお問い合わせください。

(*)医師が治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位を切除、摘出等の処置を施すことをいいます。

●「治療」とは、医師による治療をいいます。

●「通院」とは、治療※が必要な場合において、病院もしくは診療所へ通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

●「通院保険金日額」とは、加入者ご自身の通院保険金日額をいいます。

●「入院」とは、治療※が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所へ入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「入院に準ずる状態」とは、両眼の矯正視力が0.06以下になっている場合、両耳の聴力または咀嚼・言語機能喪失している場合など普通病録簿記載の状態に該当し、かつ、治療を受けた状態をいいます。

●「入院保険金日額」とは、加入者証等記載の入院保険金日額をいいます。

②保険金をお支払いしない場合

※ 印を付した用語については、下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類		保険金をお支払いする場合
傷害 保険 金	死亡保険金	●被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒酔い運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ
	後遺障害保険金	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。)
	入院保険金	●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの
	手術保険金	●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●別記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ
	通院保険金	など

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動

補償対象外となる運動

山岳登山^(*)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(*)操縦^(*)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(*)搭乗、ジャイロプレーン搭乗
その他これらに類する危険な運動

(*)1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(*)2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(*)3)職務として操縦する場合を除きます。

(*)4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

※印の用語のご説明

●「競技等」とは、競技、競争、興行^(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(*)いずれもそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

2. 施設所有(管理)者賠償責任保険

①保険金をお支払いする場合

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。給排水管等からの蒸気・水の漏出、いつ出等に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

②保険金をお支払いしない主な場合

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車(原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害
- 石油物質が加入者証記載の施設から海、河川、湖沼、運河(公共水域)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任
- 石油物質が加入者証記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否を問いません。)

3. 生産物賠償責任保険

①保険金をお支払いする場合

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

②保険金支払いしない主な場合

- 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体(生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体(仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。)に対する損害(使用不能または修補に起因する損害を含みます。)
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために生産物または仕事の目的物について、回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)を講じる必要がありますが、被保険者が正当な理由なく回収措置を怠った場合、以後発生する同一原因に基づく損害
- 事故が発生したまたは発生が予想される場合に、事故の拡大または同一原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または仕事の目的物(生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体を含みます。)の回収措置(回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置)に要する費用(被保険者が支出したと否とにかかわらず、また損害賠償金として請求されたらと否とを問いません。)およびそれらの回収措置に起因する損害
- 生産物が成分、原材料または部品等として使用された(生産物が、特定の製品の梱包またはコーティングを目的として製造または販売された場合であって、その目的のとおり使用されたときを含みます。)財物(完成品。以下同様です。)が、滅失、破損または汚損したことに起因する損害。
ただし、完成品の損壊に起因して、完成品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物が製造機械等または製造機械等の部品である場合の次のいずれかに該当する損害
 - ◇製造機械等により製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物(製造品・加工品。以下同様です。)が損壊したことに起因する損害
 - ◇製造品・加工品の色、形状等が本来意図したものと違うことに起因する損害。ただし、製造品・加工品の損壊に起因して、製造品・加工品以外の財物に発生した損壊および身体の障害は除きます。
- 生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電氣的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。
- 保険の対象が医薬品等、医薬品等の製造・販売、臨床試験の場合に、特定の医薬品および特定の症状・事由に起因する損害
- LPガス販売業務の結果に起因する損害

4. 受託物賠償責任保険

①保険金をお支払いする場合

被保険者(この保険契約により補償を受けられる方)が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

②保険金をお支払いしない場合

- 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害
- 受託物の性質、かしまはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害
- 屋根、樋、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害
- 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害
- 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害
- 受託物に対する修理(点検を含みます。)または加工(受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。)に起因して、受託物が損壊したことに起因する損害
- 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害
- 冷凍倉庫または冷蔵倉庫(10℃以下の低温で受託物を保管する倉庫をいいます。)内で保管される、または搬出・搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の損壊に起因する損害
- 被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が損壊、紛失または盗取されたことに起因する損害

一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度ご加入いただくお客さま

重要事項のご説明

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
 - 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明下さい。
 - この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、傷害保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 - 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものと異なります。
- * 加入申込票への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。
* この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

■普通傷害保険■

保 険 の 種 類	被保険者 (補償の対象者) の範囲
	本人※
普通傷害保険(施設入場者の傷害危険補償)	○

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって商品をお選びいただくことができます。

※加入申込票の被保険者欄記載の方をいいます。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする主な場合はパンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。なお、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

●ご契約の引受範囲および引受範囲外については、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

●ご加入いただく保険金額については、次の点にご注意ください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容・ご加入いただいた被保険者の人数等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の合計保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP. 7をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

■賠償責任保険■

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険 生産物賠償責任保険 受託者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット) 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款 生産物特別約款 受託者特別約款 +MSLP特約

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険、 生産物賠償責任保険、受託物賠償責任保険	加入申込票の記名被保険者欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度パンフレット」)をご参照ください。

■お支払いする保険金

パンフレット本文(「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度パンフレット」)をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度パンフレット」)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(3) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度パンフレット」)または加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(4) 引受条件(支払限度額、免責金額)

パンフレット本文(「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度パンフレット」)をご参照ください。

2. 保険料

保険料(申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、免責金額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレット本文(「一般社団法人日本こども育成協議会総合補償制度パンフレット」)または加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットP. 7をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。詳細は「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

本保険商品に関するお問い合わせは**■取扱代理店■**

株式会社エヌシーアイ

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-3-3 グランドステータス世田谷2階

電話:03-3426-7757 FAX:03-3426-9779

■引受保険会社■

三井住友海上火災保険株式会社 新宿第一支社

〒163-0241 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル41階

電話:03-3347-2931 FAX:03-3347-2930

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)**【受付時間】**

平日 9:00~20:00

土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)事故はいち早く**指定紛争解決機関**

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808[ナビダイヤル(有料)]**【受付時間】**

平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

注意喚起情報のご説明

■普通傷害保険

- ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入ください。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、傷害保険普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は一般社団法人日本こども育成協議会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

「普通傷害保険」のご加入では次の事項について十分ご注意ください。

●被保険者の「職業・職務」

- 他の保険契約等に関する情報(同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。)

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

普通傷害保険においては、ご加入後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

①加入者証記載の職業・職務を変更した場合

②新たに職業に就いた場合

③加入者証記載の職業をやめた場合

また、①②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

【普通傷害保険】

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業

<ご契約の引受範囲外>
プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

(3)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(注)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記載ください。

(注)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	死亡保険金	・死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。被保険者の同意のないままにご契約なされたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合も、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約を解約しなければなりません。

- ①この保険契約の被保険者となることについて、同意していなかった場合
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、以下のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ④②および③の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑤保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者にかかわる部分に限ります。

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 失効について

ご加入後に被保険者が死亡された場合は、この保険契約は失効となります。なお、死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

7. 解約と解約返れい金

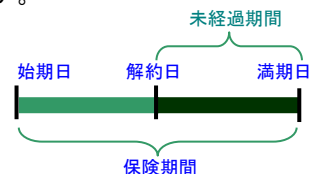
ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。

ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、

追加のご請求をさせていただくことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

■賠償責任保険■

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は一般社団法人日本子ども育成協議会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務・通知義務等

<ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)>

特にご注意ください

申込人および被保険者には、ご加入時に加入申込票(引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)

加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

<ご加入後における注意事項(通知義務等)>

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合
- 保険の対象(施設・業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険代理店にご通知ください。

- 加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
- 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、ご加入と同時に払い込んでください。保険料の払込みがない場合、保険期間が始まった後であっても、始期日から取扱代理店または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「一般社団法人日本子ども育成協議会」)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

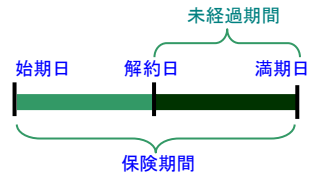
5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット本文記載の方法により払込みください。パンフレット本文記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返戻金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約日から満期日までの期間に応じて、解約返戻金を返還させていただきます。ただし、解約返戻金は原則として未経過期間(図をご参照ください)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返戻金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。



■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と保険料一般分割払特約をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。追加のご請求をさせていただいたにもかかわらず、そのお払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

■取扱代理店■

株式会社エヌシーアイ

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷3-3-3 グランドステータス世田谷2階
電話:03-3426-7757 FAX:03-3426-9779

■引受保険会社■

三井住友海上火災保険株式会社 新宿第一支社

〒163-0241 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル41階
電話:03-3347-2931 FAX:03-3347-2930

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料) 事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】

平日 9:15~17:00

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

承認番号：A14-102218

使用期限：2016年4月1日



MS&AD

三井住友海上